論　点　の　整　理（案）

資料5

協議会やこれまでの取り組みでいただいたご意見	差別解消のためのキーワード	差別解消のための視点
・障害者に限らず，ケガ人や妊婦，高齢者などへの配慮がない場合もある。***（委員意見）*** ・事例には，障害がない人にとっても不愉快なものが含まれており，「障害による差別」とは何か整理する必要がある。***（委員意見）*** ・差別の問題は両方の話を聞かないと差別かどうか判断できない。***（意見交換会）*** ・差別をしたつもりがなくても，法律で差別にあたる行為であれば差別になる。その行為が差別であるかどうか共有が必要。***（委員意見）*** ・事例を収集するだけではなく改善案も考えるとよい。***（委員意見）*** ・差別が意図的なものか，無理解によるのか，ルールや制度が助長するのか，配慮の仕方がわからない，わかるができない・しないからなのかなど整理が必要。***（委員意見）***	○共生する社会づくり ○差別の定義の必要性 ○事例の分析が必要	差別とは何か理解し、共有する必要がある
・無理解から偏見が生まれるので障害のことを理解する機会を持つことが重要。***（意見交換会）（ココロン・カフェ）（委員意見）*** ・差別をなくすための啓発の仕組みが必要。***（意見交換会）*** ・街の中に障害者が出ていくことで啓発をしていく必要がある。***（委員意見）*** ・障害のこと・困った事などについて障害者から発信していくことが大切。***（ココロン・カフェ）（意見交換会）***	○障害理解の機会の確保の重要性 ○障害理解の促進，啓発 ○障害者からの発信	障害理解のための啓発が必要であり、特に障害当事者からの発信は重要である
・外見では分かりづらい障害の場合，理解や配慮が得られづらい。理解の促進が必要***（意見交換会）（ココロン・カフェ）*** ・障害の種別によって不自由さを感じる事柄が異なっている。同じ障害でも人によって状況が違うし，必要な配慮も異なる。***（意見交換会）（事例収集）（委員意見）*** ・情報の入手に関することも含め，合理的配慮が得られず困ることがある。***（委員意見）*** ・手話通訳者の派遣範囲が広がればいい。手話通訳者を増やして欲しい。***（委員意見）*** ・バリアフリーやユニバーサルデザインの一層の促進が必要。***（ココロン・カフェ）*** ・役所，学校，病院，警察，公共交通機関等の職員の障害理解が必要。***（委員意見）***	○障害特性の啓発 ○合理的配慮の理解 ○ハード整備の必要性 ○合理的配慮の提供体制の充実 ○公的機関等の障害理解の促進，啓発	障害特性を理解し、合理的配慮の提供を推進する必要がある
・年齢や所属するコミュニティなど，様々なレベルでの交流や体験，学習などの啓発活動を継続的に行うことが必要。***（委員意見）*** ・障害理解促進のためには小さいころからの教育が重要。***（ココロン・カフェ）*** ・地域行事に参加することで，地域の人に障害のことを理解してもらえた。***（意見交換会）*** ・障害者と市民が出合う場，話合いの場の創出や拡大が必要。***（ココロン・カフェ）（委員意見）*** ・ココロン・カフェの回数を増やして欲しい。また，様々な人に参加して欲しい。***（ココロン・カフェ）*** ・可能な限り市民を巻き込んでいくことが必要。***（委員意見）***	○障害理解の促進，啓発 ○教育の重要性 ○地域の理解促進 ○市民参画の必要性	市民・地域の理解を進める取り組みを行う必要がある
・職場で調子が悪い時には休憩室で休んでいいという配慮もあった。***（意見交換会）*** ・職場等で障害に対する配慮してもらい助かることがある。***（委員意見）*** ・職場で障害に対する理解不足・偏見がある。***（委員意見）*** ・障害者が安心して働くことができる，雇用する側が障害者を雇用しやすくなる環境整備が必要。***（ココロン・カフェ）***	○好事例の周知・拡大 ○事業者への障害理解の啓発 ○雇用・労働環境整備の必要性	事業者の理解促進の必要がある
・目の前にある「困った」「生きづらい」「つらい」という現象を一つ一つ解消していく配慮，改善を積み重ねていくことが必要。***（委員意見）*** ・法務局，労働局等で救済措置等の仕組みがあるが不十分。差別解消のための救済機関を位置付ける必要がある。***（委員意見）*** ・障害者相談支援事業所等においても差別に関する相談に対応している。身近な場所で気軽に相談できるとよい。***（委員意見）*** ・相談窓口がたくさんあっても，それだけでは解決につながらない。誰が受け止めて，必要な支援につなげるかが大切。***（委員意見）*** ・障害者自身が差別や不利益を受けていることが理解できずにいる場合があり，支援が必要。***（意見交換会）（委員意見）*** ・自らの障害を受け入れることが困難な人もいる。***（委員意見）*** ・差別の問題は両方の話を聞かないと差別かどうか判断できない。（再）***（意見交換会）***	○障害者へのエンパワメント ○障害特性に応じた代弁機能の必要性 ○個別事例の解決の必要性 ○相談機関，救済機関のあり方の検討	支援や相談の体制を整える必要がある

条例のあり方を検討する論点（案）

差別解消の理念
- 条例が目指す社会
- 法・条約の理念
- 罰則等の規定

など

「差別」についての定義
- 差別にあたる行為
- 条例の対象者
- 条例の対象となる分野

など

市民・事業者・行政の役割

障害による差別を解消するための取り組みのあり方
- 広報啓発
- 合理的配慮の考え方
- コミュニケーション支援

など

相談支援体制のあり方
- 障害特性に応じた支援
- 相談支援の体制
- あっせん・調整機関
- 関係機関のネットワーク

など